

陳述書

2019年7月12日

佐賀地方裁判所 御中

住所 福岡市早良区

氏名 本河 知明

(1)

2012年1月から福岡市議会議員の秘書という仕事をしております、本河知明と申します。この仕事に転職することを決意した大きな要因は、まさに福島第一原発事故にありました。

今の仕事に繋がる原点的な体験が2つあります。1つは、5歳から4年間過ごした長崎での平和教育。当時、長崎にある原爆資料館にも行き、原子爆弾の恐ろしさを学びました。もう1つは、11歳のころNHKで放送されていた「地球大紀行」というドキュメンタリーです。当時問題になっていた酸性雨、砂漠化、温暖化、オゾンホールなどの環境問題を知り、衝撃を受けました。特に、「地球の誕生から46億年のうち、人類の歴史はおよそ300万年、さらに人類が文明を築いてきたのはおよそ1万年に過ぎない」という時間スケールでの視点を身につけたことは、今でも生きています。「地球の歴史から見れば人類は小さな存在である」、「人類だけでなく、他の生物に悪影響を及ぼさないようにするにはどうしたらいいか」は、私が常に考える視点であり、政治に携わる者のみならず、人類全体で共有すべき視点だと考えています。

(2)

さて、この法廷で私が述べたいことは、「原子力行政の歪み」についてです。

(2-1)

まず、福島第一原発事故の原因はいまだ究明されていません。政府事故調などでは否定されていますが、国会事故調では地震動による重要機器の損傷の可能性が指摘されています。また「新潟県原子力発電所事故に関する検証総括委員会」でもこの検証を継続中です(2018年2月16日開催の会議資料より)。事故の徹底究明がなされていない中、「福島を繰り返さない」ための対策が立てられるのでしょうか？

2012年6月、原子力規制委員会設置法が成立、2013年7月に新規制基準が施行されました。政府は「世界一厳しい審査基準」と言いますが、新規制基準からは「原子炉立地審査指針」がなくなりました。これは1964年に作られた指針で、どこなら原発を設置してもよいか、どこに建設をしてはならないかを定めた重要な指針でした。政府は、この指針を残したままだと原発の再稼働ができなくなると考え、この指針をなくしてしまったのではないのでしょうか。

また、新規制基準では、過去12~13万年間活動がなければ「活断層ではない」として審査していますが、アメリカでは活断層かどうかではなく「地表に影響を及ぼし得る地質構造」かどうか、地震学第四紀(約258万年)よりも古い地質かどうかで審査しています。原発から40キロ圏内に断層が発見された場合は、それが原発1キロ圏内で「地表に影響を及ぼし得る地質構造」として振る舞わないことを証明しなければならない、とされているそうです。

先日6月17日、福岡地裁で川内原発の火山審査をめぐる行政訴訟で、破局的噴火は「低頻度」とし、法令上考慮しなくてよいとして、原告らの請求を棄却する判決がありました。しかし、基準を超える地震や津波が起こる「超過頻度」について、アメリカでは10万年に1回起こりうるケースを想定することを義務づけています。これで本当に「世界一厳しい審査基準」と言っているのでしょうか？

(2-2)

私が住んでいる福岡市は、玄海原発から最も近いところで 37 キロ、天神付近だとおよそ 50 キロに位置します。これは福島第一原発と飯館村との距離に相当します。「事故時は屋内退避」という問題の多い内容ではありますが、UPZ 圏外(30 キロ圏外)である福岡市もいちおう避難計画をつくっています。

UPZ 圏内(30 キロ圏内)で行なわれている避難訓練を何度か見学したことがありますが、今の避難計画は机上の空論です。玄海原発で事故が起きた場合、避難に要する時間は短く見積もって 20 時間、長いものだと 40 時間という試算もあります。避難計画の責任主体は自治体となっており、国や電力会社の責任は問われません。もちろん、新規規制基準の対象にはなっていません。事故が起きたら、私たちは被曝を前提に避難せざるをえないのです。

(2-3)

私にはいま 4 歳と 2 歳の娘がいます。娘たちがまだ生まれる前でしたが、2012 年に福岡市東区で「放射能市民測定室・九州(Q ベク)」を立ち上げ、食品や土壌に含まれる放射線量の測定を行なってきました。

福島第一原発事故の後、水や食品の基準値が大幅に緩められました。放射性セシウムについて、水の場合は、それまでの平均値が 0.00004Bq/L だったものが 10Bq/L まで OK に、お米の場合は、0.012Bq/kg だったものが 100Bq/kg まで OK になりました。それぞれ 25 万倍、約 8300 倍に緩められたのです。今もその基準は変わっておらず、我が家の買い物の際は、産地を気にしながら食品を購入しています。

今回の訴訟の直接的な争点ではありませんが、実は原発事故前から「大気汚染防止法」でも「水質汚濁防止法」でも「土壌汚染対策法」でも放射性物質は適用除外とされてきました。そして、「環境基本法」の第 13 条で、放射性物質による各種汚染の防止については「原子力基本法その他の関係法律で定める」としながら、国会や政府は何も定めてこないまま、福島第一原発事故が起きてしまったのでした。これらの法律は、事故後どうなったのか。実は、2012 年 6 月、この環境基本法から第 13 条が丸ごと削除されてしまったのです。

裁判官の皆さんにお願いしたいのは、現時点の法令だけをもって判決を下さないでいただきたいということです。都合の悪い条文を削除してしまったり、審査基準を緩めてしまったりしてきた原子力行政のあり方、歴史を踏まえて、判決を下していただきたいと思っています。

(3)

私が大学および大学院で専攻していたのは物理学でした。26 歳で大学院を中退し、まったく違う道に進みましたが、物理を研究してきたからこそ「科学の限界」も感じています。東日本大震災をはじめ、人類の想像を超えた自然災害が次々と起きています。私たちは地球に対して、自然に対して、もっと謙虚になる必要があると思います。

1992 年 6 月、ブラジルのリオデジャネイロで開かれた「地球サミット」と呼ばれる国際会議(環境と開発に関する国際連合会議)で、当時 12 歳だったセヴァン・スズキ(日系カナダ人)という女の子が世界のリーダーたちに向かってこんな発言をしました。

「どうやって直すのかわからないものを、こわしつづけるのはもうやめてください。」

「学校で、いや、幼稚園でさえ、あなたたち大人は私たち子どもに、世のなかでどうふるまうかを教えてください。たとえば、“争いをしないこと”、“話しあいでも解決すること”、“他人を尊重すること”、“ちらかしたら自分でかたづけること”、“ほかの生き物をむやみに傷つけないこと”、“わかちあうこと”、“そして欲ばらないこと”。ならばなぜ、あなたたちは、私たちにするなということをしているんですか。」と。

日本国憲法の第 11 条に「この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民へ与へられる」とあります。「今だけ、金だけ、自分だけ」の政治のあり方に対し、司法の役割をぜひ果たしていただきたいと思っています。未来へ「負の遺産」を残すことにしかならない原発については、即時停止の判決をお願いします。